

小口零細

文京区の「小口零細企業保証制度対応特別資金」の利子補給と
東京都の「小口 フリーランス」の保証料補助の併用について

文京区の「小口零細企業保証制度対応特別資金」の要件を満たし、かつ、東京都の「小口」の要件を満たす方は、区の利子補給と都の信用保証料の1／2の補助が受けられる場合があります。

【併用する場合の制度概要】

保証申込制度名
融資対象

東京都中小企業制度融資「小口 フリーランス」

以下のすべてに該当する方

- ①文京区の「小口零細企業保証制度対応特別資金」の要件を満たし、かつ、東京都の「小口」の要件を満たすこと
- ②申込む融資の希望額と、全国の保証協会の保証付き融資残高の合計が2,000万円以下であること
- ③従業員要件が下記に該当していること (**NPO法人は利用できません**)

業種	従業員数
製造業等	20人以下
卸・サービス・小売業	5人以下

※サービス業のうち宿泊業・娯楽業は従業員数20名以下が対象になります。

※事前に東京信用保証協会に保証付き融資残高をお問い合わせください。

資金用途
融資限度額
返済期間
融資・償還方法
契約金利・利子補給
本人負担率
信用保証

運転・設備
2,000万円
元金据置6か月以内を含む7年以内
証書貸付・元金均等返済
1.7%・0.2%
1.5%
東京信用保証協会の信用保証が必要です。
(東京都が信用保証料の2分の1を補助します)

【お申込みの流れ】

文京区で「小口零細企業保証制度対応特別資金」のあっせん書の交付を受ける

東京商工会議所文京支部にあっせん申込 → あっせん書交付
※あっせんの申込みは金融機関の代行も可能です

金融機関に融資申込
信用保証協会に保証申込

金融機関に必要書類を持参し融資申込 →
金融機関から東京信用保証協会へ信用保証の申込み
(制度名：都小口)
→ 融資可否の決定・実行
(融資が実行された場合に、東京都が信用保証料の2分の1を補助)

保証承諾・融資実行

金融機関から文京区へ、融資可否の結果を報告
→ 文京区から四半期ごとに、金融機関を通して利息の一部を補給

【お問い合わせ先】

【区制度に関すること】 文京区 経済課 産業振興係 ☎: 03-5803-1173
【都制度に関すること】 東京都 産業労働局 金融部 金融課 ☎: 03-5320-4877